

～平成30年度税制改正⑥～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明。今回は地方拠点強化税制見直しである。(ポイント)

○地方拠点強化税制の見直し内容は以下の通り。

1. 地方拠点強化税制の見直し

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制を2年間延長及び拡充される。

現 行

改 正

1. 制度全体の拡充

【計画認定要件の緩和】

移転・拡充先施設で従業員数が10人(中小企業者5人)以上増加



従業員数が5人(中小企業者2人)以上増加

【雇用促進税制適用要件の緩和】

①単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小企業者2人)以上増加

①移転・拡充先施設の雇用者数が2人以上増加(※1)

②前年度から法人総給与額が法人雇用増加率×30%以上増加

※1 有期雇用又はパートタイムである新規雇用者は除く

③1人あたり最大控除額60万円の適用には前年度からの法人雇用増加率が10%以上

②法人雇用増加率×20%以上増加

【支援対象施設の拡充】

支援対象施設:本社機能(事務所、研究所、研修所)のみ



工場内の研究開発施設も対象

2. 移転型事業の拡充

【支援対象外地域の見直し】

支援対象外地域:首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部



近畿圏及び中部圏の中心部を支援対象に追加(※2)

※2 オフィス減税は他地域と同率。
雇用促進税制は最大80万円/人の税額控除

【要件の緩和】

①対象区域:道府県内的一部分に限定

①小規模オフィス等の立地環境が整った中山間地域等も対象

②計画認定:計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者

②初年度に転勤者が過半数であれば、計画期間中では、1/4以上の転勤者で可

(裏面に続く)



～平成30年度税制改正⑥～

2.地方活力向上地域の特定建物等の特別償却等

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限が2年間延長される。

- ・いわゆるオフィス減税については、改正案では変更がなく、適用期限が2年間延長
- ・特定建物等とは、建物及びその附属設備並びに構築物で、取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者の場合には1,000万円以上)のもの

拡充型
※改正なし

特別償却	税額控除
取得価額×15%	取得価額×4%

※ 法人税額の20%が限度

移転型
※改正なし

特別償却	税額控除
取得価額×25%	取得価額×7%

※ 法人税額の20%が限度

【適用時期】

平成29年4月1日から平成32年3月31までの期間に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合に適用

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(収益認識会計基準と税務)

国税庁から改正法人税基本通達等が公表された。改正法人税法で取り込まれた「収益認識に関する会計基準」への税務上の対応を図るものである。基本的には、収益認識会計基準の考え方を取り込まれているが、税務上の取扱いもあり、注意が必要である。その具体的な内容には、①ポイント等を付与した場合の収益の計上の単位や②変動対価、③商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期などの税務上の取扱いが示されている。収益認識会計基準が示す「履行義務充足により収益を認識する」という考え方とは、法人税法上の実現主義又は権利確定主義の考え方と齟齬をきたすものではないため、基本的には踏襲されているのだ。収益認識会計基準に沿って会計処理を行った場合、会計取扱い、法人税、消費税のどれかが処理が異なる典型例をまとめているなど、改正通達に関する一連の資料が掲載されているので参考になる。収益認識に関しては多くの事業法人が係る重要事項絵あるため、内容を確認しておくことをお勧めする。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。